

令和8年度
静岡県中小企業等
カーボンニュートラル促進事業費補助金
(省エネ設備導入支援)

募集要領

公募期間：令和8年4月15日～5月15日

令和8年4月

S E R A

一般社団法人静岡県環境資源協会

補助金の申請及び受給をされる皆様へ

令和8年4月

一般社団法人静岡県環境資源協会

一般社団法人静岡県環境資源協会（以下「SERA」という。）では、静岡県から静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業費補助金（省エネ設備導入支援）の交付を受け、静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業実施要領（省エネ設備導入支援）（以下「実施要領」という。）に基づき、補助金を交付する事業を実施します。

本事業は、県補助金である公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。従って、SERA としましても厳正に補助金交付事業の執行を行うとともに、虚偽などの不正行為等に対しては厳正に対処いたします。

本補助金に対し交付の申請をされる方、交付決定を受け補助金の受給をされる方におかれましては、本募集要領を熟読のうえ、補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

【特に重要な事項】

- 1 提出書類は、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 SERA から省エネ指導結果を通知する以前において契約・発注等を行って生じた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、効率的運用を図らなければなりません。また、取得財産等について、財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）をすることをいう。）しようとするときは、事前に SERA の承認を受けなければなりません。なお、静岡県及び SERA は、取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 4 事業の実施により、エネルギー起源 CO₂ の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、申請においては、算出過程も含む CO₂ の削減量の根拠を明示していただきます。また、事業所全体での CO₂ 排出量の削減を図るため、静岡県地球温暖化防止条例第 12 条第 2 項に定める「温室効果ガス排出削減計画書制度」に参画していただくこととなります。

- 5 条件付交付決定後に実施される「省エネ指導（設備導入助言・削減計画書改善）」において専門家が確認した結果、交付要件に達していない場合、申請時に設定された省エネルギー目標や設備更新による削減量等の数値が申請時よりも下回った場合、交付決定が取り消されることがあります。
- 6 SERA は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 7 補助事業の実施に関し不正行為等が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の解除を行うとともに、支払い済の補助金のうち解除対象となった額について返還を命じます。また、補助金の不正受給等が発覚した場合、SERA ホームページを通じて、申請者の名称等を公表します。
- 8 万が一、募集要領等が守られず、SERA の指示に従わない場合には、交付決定の解除の措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還等の対応を求めることがあります。あらかじめ補助金に関するこれらの事項を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

●前年度からの主な変更点

- ・脱炭素スタート応援枠において、断熱窓、断熱材が補助対象として追加されます。

●注意事項

- ・条件付交付決定後に実施される「省エネ指導（設備導入助言・削減計画書改善）」において専門家が確認した結果、申請時の要件に不備がある場合や、申請時と比較して省エネルギー量等が減少している場合は、条件付交付決定は取り消されます。
- ・本事業では、1 月 29 日までに事業を完了し支払いを終え、2 月 10 日までに当協会への報告が求められています。上記期限を過ぎますと補助金の支払いを行うことができません。事業実施期間を十分留意し申請を行ってください。

募集要領目次

第1章 募集する事業の内容	1
●事業の目的	2
1. 対象事業	2
2. 対象設備	2
3. 対象事業者	2
(1) 交付の対象者	2
(2) ファイナンスリースの場合	3
4. その他の要件	4
(1) 「温室効果ガス排出削減計画書制度」への参画	4
(2) 「省エネ指導（設備導入助言・削減計画書改善）」の受診	4
5. 補助金の交付額	5
6. 補助事業期間	5
第2章 補助事業の実施に関する事項	11
1. 事業スケジュール	12
2. 補助対象事業の選定方法	13
3. 応募にあたっての留意事項	13
(1) 虚偽の申請に対する措置	13
(2) 利益排除	13
(3) 省エネ計算	13
(4) 省エネ指導	13
4. 補助事業申請・交付決定後における留意事項	13
(1) 基本的な事項について	13
(2) 交付申請・交付決定以降～補助金の交付までについて	13
(3) 経理等について	16
5. その他	16
(1) 申請書記載事項の情報の取り扱いについて	16
(2) CO2 削減量の把握及び情報提供	16
第3章 応募申請に関する事項	17
1. 応募の方法	18
(1) 応募申請書類	21
(2) 応募申請書類の提出方法	21
(3) 提出先	22
(4) 応募期限	22

（５）提出の流れ	22
２．問い合わせ先	22

第４章 完了報告に関する事項	23
１．報告の方法	24
（１）提出書類	24
（２）報告書類の提出方法	27
（３）提出先	27
（４）提出期日	27
２．問い合わせ先	28

※応募用紙等は SERA ホームページよりダウンロードしてください

第1章 募集する事業の内容

本募集要領は、「静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業費補助金（省エネ設備導入支援）」について定めたものである。

静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業費（省エネ設備導入支援）

●事業の目的

県内中小企業等の静岡県地球温暖化防止条例第 12 条第 2 項に定める「温室効果ガス排出削減計画書制度」への参画を促し、省 CO2 性の高い設備等の導入を支援することで、中小企業等における脱炭素化促進を目的とする。

1. 対象事業

2 に掲げる既存の設備を更新し、導入前の設備に比して CO2 排出量を 5 %以上削減できる設備を導入する事業を対象とする。ただし、断熱設備（断熱窓・断熱材）については、設備単体の削減効果（5%以上削減）の要件は適用しない。

2. 対象設備

申請者が所有する県内の工場・事務所・その他事業場（以下、「事業所」という。）に設置を行う設備を対象とする。対象設備は別添 1 に示す設備（EMS 等計測機器を補助対象とする場合は、エネルギー管理計画を策定すること。また、EMS によるエネルギー削減効果は省エネ計算に含めないこと）とする。

3. 対象事業者

（1）交付の対象者

中小企業等で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」第 7 条第 1 項に定める特定事業者及び同法第 19 条第 1 項に定める特定連鎖化事業者でないこと（県内外に設置する事業所全体での年間エネルギー使用量が原油換算で 1,500kL に満たないこと）
- ② 県税の未納がないこと
- ③ 役職員も含め、暴力団等の反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力との関係を有しないこと
- ④ 政治活動及び宗教活動を主な目的としていないこと
- ⑤ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者でないこと
- ⑥ 法人税法第 2 条第 5 号に定める公共法人でないこと
- ⑦ 原則として、事業の実施に係る見積先、契約先及び施工を行う事業者は県内にある本社又は支店等の事業所であること（特殊な設備等の場合は除く※事務局に事前にご相談ください）
事業実施に関しては建設業法等の法令を遵守すること。

なお、中小企業等の定義は下記に示す「県内に事業所を有する法人及び個人事業主」とする。

a 会社及び個人事業主

※会社及び個人事業主においては、下表に示す資本金または従業員数のいずれかを満たすこと

業種分類	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（一部を除く。）	3 億円以下	900 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業（下記以外）	5 千万円以下	100 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5 千万円以下	200 人以下

b 私立学校法に規定する学校法人

c 社会福祉法に規定する社会福祉法人

d 医療法に規定する医療法人

e 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人などの公益法人等

f 農事組合法人・農業協同組合・漁業協同組合・森林組合等

g 中小企業等協同組合、商店街振興組合、消費生活協同組合などの協同組合等

h 特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人

（２）ファイナンスリースの場合

設備導入をファイナンスリース契約により行う場合、施設所有者等を代表事業者とし、補助対象設備等の貸付を行う者（以下「リース事業者」という。）を共同申請者とする。

その際、リース料から補助金相当分が減額されていること及び補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類の提出を条件とする。

4. その他の要件

(1) 「温室効果ガス排出削減計画書制度」への参画

静岡県が実施する「温室効果ガス排出削減計画書制度」への参画を行うことを必須とする。

補助金の申請にあたっては3年間の事業所全体でのCO₂削減計画（3年間で6%以上削減）を記載した温室効果ガス排出削減計画書（以下、削減計画書）を添付すること。

また、事業実施後3年間について温室効果ガス排出削減計画書制度に基づく年度報告を静岡県に期限までに提出しなければならない。報告書が提出されない場合、補助金の返還手続きを行う。その後の期間においても同様に提出を行うよう努めなければならない。

温室効果ガス排出削減計画書制度については、「温室効果ガス排出削減計画書等作成の手引き」を参照のこと。

(2) 「省エネ指導（設備導入助言・削減計画書改善）」の受診

事業開始前にSERAが指定する機関による「省エネ指導（設備導入助言・削減計画書改善）」を受診し、設備導入に関する助言及び削減計画書の改善に関するアドバイスを受けること。（省エネ指導結果の通知日前に事業を実施しないこと）なお、「省エネ指導」に要する費用は、SERAから指定機関に直接支払うため、申請者から指定する機関への支払は生じない。

また、省エネ指導の結果、次の①～③に該当する場合は、以下のとおり取り扱う。

- ①補助事業にて導入設備を変更する場合、交付決定額以下であれば、変更を認める。但し、交付決定額を超える増額は不可とする。
- ②「大規模削減枠」で交付決定後、事業者の年間エネルギー使用量が原油換算で300kL未満であることが判明した場合、補助率は3分の1以内、上限：200万円とする。
- ③事業者の年間エネルギー使用量が原油換算で1500kL以上、特定事業者であることが判明した場合等、補助要件に満たない場合は交付決定を取り消す。

5. 補助金の交付額

(大規模削減枠)
①補助要件 ・今回申請する事業所の年間エネルギー使用量（原油換算）が 300kl 以上 1,500kl 未満
②補助率等 補助対象経費の次の割合を補助する。 2 分の 1 以内 （上限：1,000 万円 下限：20 万円）

(脱炭素スタート応援枠)
①補助要件 ・今回申請する事業所（基本年間エネルギー使用量（原油換算）が 300kl 未満）
②補助率等 補助対象経費の次の割合を補助する。 3 分の 1 以内 （上限：200 万円 下限：20 万円）

6. 補助事業期間

補助事業の実施期間は単年度とする。省エネ指導結果通知日以降に事業を開始し、令和 9 年 1 月 29 日までに事業及び支払を完了すること（事業完了日は事業者の検収日とすること）

別添 1

補助対象経費の範囲

1. 補助対象経費の区分

(1) 設計費

中小企業等の省エネ設備等導入に必要な機械装置等の設計に要する経費（事業計画書作成のための基本設計費を除く。）

(2) 設備費

中小企業等の省エネ設備等導入に必要な機械装置等の購入、据え付け等に要する経費

(3) 工事費（補助対象設備等の導入に不可欠な工事に要する経費）

中小企業等の省エネ設備等導入に必要な配管、配電等の工事に要する経費

- ・ 補助対象、補助対象外に共通に係る経費は別々に計上する。
- ・ 補助対象、補助対象外の両方を含む工事費は、補助対象外を除外した補助対象工事に要する経費のみを補助対象とする。補助対象外の除外分を合理的な方法で算定しがたい場合は費用按分により補助費用対象経費を算出することも可とする。
- ・ 仮設費及び現場経費は、本事業の実施に不可欠な工事に要する経費として最小限の額が積算されている場合であって、かつ当該補助対象外工事が補助対象工事の実施に必要不可欠なものである場合に限り、費用按分によらず当該費用を補助対象とすることができる。

(4) 省エネ指導費（中小企業等における省エネ指導の受診に要する経費）

「省エネ指導（設備導入助言・削減計画書改善）」に要する経費

- ・ 「省エネ指導」に要する経費は、全額補助対象となる。SERA より直接、指定機関に費用が支払われるため、事業者から指定機関への支払は発生しない。

2. 注意事項

(1) 補助対象経費

- ・ 補助対象経費に、国及び国の関係団体からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。）の対象経費を含まないこと。
- ・ 補助対象経費は、補助事業を行うために直接必要な経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る。
- ・ 補助事業期間外（省エネ指導結果通知日前及び事業完了後）に支出した経費は対象外とする。

（２）補助対象となる設備等

- ・設備等のうち補助対象となるものは、補助申請者に所有権のあるものとする。ただし、ファイナンスリースの場合は、リース事業者も共同申請者として、補助の対象となる。
- ・導入設備は、原則として更新前の設備よりもエネルギー消費効率が高いものを選択すること。
- ・設備区分毎に増エネになっておらず、改修前に比して、CO2 排出量を 5%以上削減できること。
『5%以上の削減』とは、更新前後の設備において、同条件の出力を得るために、それぞれの設備に応じたエネルギーを消費することによって発生する CO2 量を比較（設備の効率向上及び燃料転換による CO2 発生量差を加味）し、発生する CO2 発生量が 95%以下になることをいう。（ただし、本事業では電力会社変更による CO2 削減効果(排出変更)を加味しないこと）
ただし、断熱設備（断熱窓・断熱材）については、設備単体の CO2 排出量 5%以上削減の要件は適用しない。
- ・設備等のうち補助対象となるものについては、JIS 等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示すことができるものを導入すること。

３．補助対象となる設備等の範囲

種別	細目	内容
空調設備等 ※1、※3	熱源、ポンプ、空調機器等	高効率機器に限る（PAC 等トップランナー基準の対象設備はその基準値以上であること） パッケージエアコン（オフィス・店舗用）及びビル用マルチエアコンのうち、2 グレード展開されているものは、APF の高いグレードの機種のみを補助対象とする。ただし、同一能力に上位グレードがない場合や既設リニューアル向けに上位グレードがない場合等はこの限りでない。 複数のシステムの組み合わせによるものも認める。 熱源機器の設置と一体不可分な設備に限る
	ルームエアコン	ルームエアコンは建築研究所のホームページで公開されている冷房効率 区分（い）を満たす機種であること。 https://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/supplement_RAC_EnergyPerformanceDivision.pdf
	換気設備	省エネ型の第一種換気設備（全熱交換型、顕熱交換型等）
給湯設備	給湯器	高効率機器に限る（潜熱回収型、ヒートポンプ型等） 熱源機器の設置と一体不可分な設備に限る
	ボイラ	高効率機器に限る。更新前よりも熱効率が高いこと 熱源機器の設置と一体不可分な設備に限る

		※可能な限り個別給湯方式を採用することが望ましい
照明設備	LED 照明等	高効率機器及び器具に限る（人感センサー、照度センサー等を含む） ・管球交換不可。非常灯、誘導灯等法定設備にあたるものは補助対象外（併用型も一律補助対象外）
冷凍冷蔵設備※ 3	電気冷蔵庫・冷凍庫、冷凍機内蔵型ショーケース等	高効率機器に限る、家電に類するものは除く ※可能な限りノンフロンタイプの物を採用することが望ましい
	省エネ型自然冷媒機器	冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、化学製品製造工場等に用いられる省エネ型自然冷媒機器並びに食品小売業におけるショーケースその他の省エネ型自然冷媒機器
産業用ボイラ	蒸気ボイラ、温水ボイラ	高効率機器に限る
産業用モータ	ポンプ、送風機、圧縮機等	高効率機器に限る ※可能な限りインバータ制御ができる物を採用することが望ましい
受変電設備	変圧器のみ	第三次トッランナー基準を満たす変圧器のみを補助対象とし、機器費及び設置に要する経費（配線工事費を除く）に限る。 （受変電設備に含まれる区分開閉器、断路器、遮断器、保護継電器、計器類、避雷器、コンデンサ、リアクトル、配電盤、電気室・キュービクル筐体等は補助対象外）
EMS 等	BEMS、FEMS、測定機器	運用管理等に必要な部分に限る。※ 2 導入する場合は別途計画を記載すること。
生産過程で使用する機械設備*		更新により二酸化炭素削減ができるものに限る。 （複写機や印刷機等の事務機器等は対象外）
断熱設備※ 4	断熱窓、断熱材	・断熱窓：熱貫流率 $Uw1.9$ 以下 ・断熱材：熱伝導率 0.040 以下

※ 1 ポンプ制御用インバータ盤も含める。制御機器のみや FCU 等の空調機のみ等の熱源機器の更新を伴わない場合や、部品交換、修理等にあたる場合は申請不可とする。

※ 2 アプリケーションの基本機能、追加機能は省エネルギーに寄与するものとする。

※ 3 機器が第一種特定製品の場合、フロン排出抑制法に基づく管理を行うものとする。

※ 4 断熱設備は脱炭素スタート応援枠のみを補助対象とする。また、断熱設備は CO2削減効果（5%以上削減）の要件は適用しない。ただし、削減計画書の提出にあたっては、断熱性能向上による省エネ効果を含む事業所全体での削減割合（3年間で6%以上）を確保すること。

＊ 生産過程で使用する機械設備の例

変圧器	業務用厨房機器	砂処理機械
切削加工機	燃焼式工業炉	中子除去装置
研削盤	電気式工業炉	ダイカストマシン
特殊加工機	断熱強化型工業炉	冷凍機
液圧プレス	原材料予熱型工業炉	冷温水機
サーボ駆動式機械プレス	工業炉廃熱回収式燃焼装置	溶解設備
鍛造機	生型造型機	

■補助対象とならない主な経費（例）

- ・ 建築工事、躯体工事、省エネルギーに直接的に寄与しない設備工事等
（電カグラフィックパネル、汎用ソフト、事務用什器、過剰設備、未使用機能、将来拡張用設備、点検口等）
- ・ 給排水衛生関係（水栓金具等）
- ・ 建物内部から発生する熱負荷を低減するための方策（サーバーのクラウド化等）
- ・ 家電に類するもの（ルームエアコンを除く）
- ・ スポットクーラー
- ・ 太陽光、バイオマス、地熱などの再生可能エネルギー・未利用エネルギーによる設備
- ・ 発電設備・蓄電設備
- ・ 補助対象と補助対象外のものをつなぐ配線・配管等は補助対象外、もしくは按分処理を行う場合には SERA に確認のこと
- ・ 設備に関わる消耗品等
- ・ 資産計上できない設備等
- ・ 防災設備、防犯設備、昇降機設備（エレベータ、エスカレータ）
- ・ 運用に係る経費（電力、通信費、分析費、ソフトウェアライセンス維持費等）
- ・ 既存機器等の撤去・移設・廃棄・処分費、冷媒ガス処理費等（必ず補助対象外経費に計上すること）
- ・ 事業を行うために必要な経費に該当しないオプション品の購入費・工事費（空調設備におけるオプション品の例：除菌ユニット、加湿ユニット、高性能フィルター、自動昇降グリル など）
- ・ 予備設備、将来使用予定の設備の購入費・工事費
- ・ 中古品設備の購入費・工事費
- ・ 事務機器等（複写機、電話機、パソコン等）

- ・官公庁・電力会社等への申請・届出等に係る経費、本補助金への公募・申請手続きに係る経費、その他各種届出経費等
- ・その他、本事業の実施に必要不可欠と認められない諸経費等

第2章 補助事業の実施に関する事項

1. 事業スケジュール

スケジュールは一例で、実際の状況により変更の可能性がある

予算の執行状況に応じて二次公募を実施する場合がある。

	年間予定	申請者	SERA
募集期間	募集案内開始 (4月上旬)	情報入手	募集要領等 SERA ホームページで公開
	募集期間 (4/15～5/15)	募集要領等を元に 公募書類作成・提出	応募受付
選考	審査 条件付交付決定 (7月中を予定)	※条件付交付決定 ・不採択	申請書類審査
		条件付交付決定され た場合	
診断		「省エネ指導」受診	※「省エネ指導」の指定機関は条 件付交付決定時に SERA が指定 する。
			省エネ指導結果通知 変更・取消対応
事業の遂行・完了実績報告・検査・支払い	事業の完了 ・令和9年1月29日までに 事業完了	事業開始 (省エネ指導結果通知日以降)	場合により変更・取消申請
		工事請負契約等 工事 検収 事業完了 支払い完了 1月29日まで	
年度報告	完了実績報告書の提出(事 業完了(検収日)後20日 以内又は補助事業の完了 した日の属する年度の2 月10日)のいずれか早い 日まで	完了実績報告書等の作成・提出	確定検査(書類審査、必要に応じ現地調査)
		精算払請求書	交付額確定通知 補助金支払い～3月31日まで
年度報告	温室効果ガス排出削減計 画書制度に基づく年度報 告	報告書の作成・提出 (温室効果ガス排出削減計 画書制度に基づく報告)	報告書の受領(静岡県) (3年間毎年提出)

※条件付交付決定：省エネ指導を受診した後、省エネ指導結果通知を受けることを条件とする交付決定

2. 補助対象事業の選定方法

公募期間内に申請があった事業に対し、事務局において申請書類の内容を、審査・評価を行い、補助金の交付が適当と認められたものに条件付交付決定を行う。

条件交付決定された採択者については、SERA のホームページで公表する。

3. 応募にあたっての留意事項

(1) 虚偽の申請に対する措置

交付申請書類に虚偽の内容を記載した場合、事業の不採択、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがある。また、不正行為が認められた場合、SERA ホームページを通じ、申請者の名称等を公表する。

(2) 利益排除

補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達がある場合は調達先の選定方法如何に関わらず、自社調達によってなされた設計、工事、物品購入等について、原価計算により利益相当分を排除した額（製造原価）を補助対象経費の実績額とする。

(3) 省エネ計算

CO2 排出量の 5 %以上削減を確認するための省エネ計算シートを作成すること。省エネ計算は第三者が計算過程を追えることとし、計算の根拠資料も提出すること。ただし、断熱設備（断熱窓・断熱材）については、設備単体の CO2 排出量 5%以上削減の省エネ計算は不要とする。

(4) 省エネ指導

条件付交付決定後、事業の実施にあたり、指定機関による「省エネ指導」を受けること。省エネ指導を受診せずに着手した場合、交付決定の取消しをおこなう。

4. 補助事業申請・交付決定後における留意事項

本項では、補助事業に交付決定後、補助金にかかる事務処理等についての留意事項をまとめる。

(1) 基本的な事項について

本募集要領に記載された事項が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがあるので、制度について十分理解の上、申請すること。

(2) 交付申請・交付決定後以降～補助金の交付までについて

① 交付申請

補助金の対象となる補助対象経費は、原則として、令和 9 年 1 月末日までに行われる事業に要する経費であって、かつ当該期間までに支払いが完了するもの（補助事業者に対して、補助事業に要した

経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は精算払請求時までには支払いを証する書類（振込受領書等）を SERA に提出することとする。）に限る。

②交付決定

SERA は提出された交付申請書の内容について、以下の事項等に留意しつつ審査・評価を行い、補助金の交付が適当と認められたものに条件付交付決定を行う。

- ・申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・事業によって削減される年間の CO2 削減量、費用対効果
- ・事業費の適正性（市場価格との差異等）
- ・同一事業者における過去の年度を含めた申請状況
- ・省エネ指導（設備導入助言・削減計画書改善）の受診を受けること 等

※交付決定・不採択の理由などを含む審査の内容については一切お答えいたしません。

③省エネ指導（設備導入助言・削減計画書改善）の受診

条件付交付決定された事業者は指定した下記機関による「省エネ指導（設備導入助言・削減計画書改善）」を受診し、計画書の助言、設備更新の確認を行い、省エネ指導結果の通知日後に事業を実施する。

指導を実施する機関は、条件付交付決定時に SERA が指定する。

省エネ指導（設備導入助言・削減計画書改善）指定機関	
・一般社団法人静岡県環境資源協会	
・公益財団法人静岡県産業振興財団	
・一般社団法人中東遠タスクフォースセンター	

なお、省エネ指導の受診の流れは下記のとおりである。

	項目	詳細
1	指定機関の案内	交付決定時に SERA が指定機関を指定する
2	申し込み	指定された指定機関から申請者に「省エネ指導」の連絡が入る。
3	省エネ指導の実施	指定機関が実施日を申請者と調整し、省エネ指導を受診する。
4	実施結果の通知	省エネ指導結果が SERA から申請者にメールにて通知される。
5	事業実施	SERA からの通知後に契約等に進むことが可能となる。

④事業の開始

補助事業者は、SERA からの③の省エネ指導結果通知を受けた後に、事業開始すること。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結する際の注意事項は、以下のとおりである。

- ・ 契約・発注、着工は、SERA の③の省エネ指導結果通知日以降に行うこと。
- ・ 本事業によって導入する設備等については、補助事業の遂行上著しく困難又は不適當である場合を除き、入札や二者見積等の競争原理が働くような手続きによって調達先を決定すること。
- ・ 当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。
- ・ 事業計画に変更のある場合、又は変更が生じる恐れがある場合、必ず SERA まで相談し、必要な手続きを取ること（完了時に判明した計画外の設備や工事は補助対象外とする場合があるので注意すること）。

⑤完了実績報告及び書類審査等

補助事業の完了日は、検収をした日となる。

当該年度の補助事業が完了した場合は、その完了後 20 日以内又は当該年度 2 月 10 日のいずれか早い日までに完了実績報告書を SERA 宛てに提出すること。

補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、SERA は書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知を行う。

⑥補助金の支払い

補助事業者は、SERA から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出すること。

SERA は、精算払請求書による請求に基づき、補助金を交付する。

補助金の支払いは 12 月下旬、3 月上旬頃を予定しています。

⑦取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくこと。

取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）することをいう。）しようとするときは、あらかじめ SERA の承認を受ける必要がある。その場合、財産処分納付金の SERA への納付が必要になることがある。

補助事業完了後、有償譲渡等の所有権の移転が生じた場合は、原則、SERA への納付（補助金の返還）の必要があるので十分留意すること。

⑧維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、設備導入に関わる各種法令を遵守すること。

(3) 経理等について

①補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておくこと。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくこと。

5. その他

(1) 申請書記載事項の情報の取り扱いについて

交付申請書に記載された情報は、補助事業の管理運営のために使用し、それ以外の目的に使用することはない。

(2) CO2削減量の把握及び情報提供

事業成果等に関する情報については、他の事業者への普及促進等を目的に広く一般に公表する場合がある。

補助事業者は、事業の実施による効果について、静岡県及びSERAの求めに応じて事業の実施に係る情報その他事業の効果等の分析・周知等に必要な情報を提供すること。情報は静岡県温室効果ガス排出削減のための、調査・分析のために教育機関等との共同研究で使用される。ただし、当該補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分について、当該補助事業者からの申し出があった場合は、この限りではない。

第3章 応募申請に 関する事項

1. 応募の方法

(1) 応募申請書類

「応募申請時提出書類一覧表」を参照の上、記載漏れ、提出漏れのないように注意すること。

公募書類のうち、①～③及び⑥、⑭の指定様式については、SERA ホームページより電子ファイルをダウンロードして作成すること。なお、主な提出書類は次のとおり。

① 応募申請時提出書類一覧表

① 応募申請書【様式第 1 号】(EXCEL 形式)

② 実施計画書【様式第 2 号】(EXCEL 形式)

③ 収支予算書【様式第 3 号】(EXCEL 形式)

④ 企業概要、定款等 (PDF 形式)

- ・ 企業パンフレット等業務概要がわかる資料
- ・ 定款又は寄附行為

(個人事業主の場合)

- ・ 業務概要がわかる資料

⑤ 経理状況説明書 (PDF 形式)

- ・ 直近 2 決算期の貸借対照表及び損益計算書（交付の申請時に、法人の設立から 1 会計年度を経過し、かつ、2 会計年度を経過していない場合には、直近の 1 決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）を提出すること。

(個人事業主の場合)

- ・ 青色申告書の写し（2 期分）（交付の申請時に、2 会計年度を経過していない場合には、直近 1 期の青色申告書の写し）を提出すること。

⑥ 温室効果ガス排出削減計画書(Excel 形式)

- ・ 「温室効果ガス排出削減計画書等作成の手引き」をもとに、申請年度から 3 年間で、本事業の実施(設備等導入)を含む、事業所全体で CO2 削減に取り組むための計画書（エクセル様式第 1 号及び別紙 1、2）を作成し、提出すること。
- ・ 対象となる事業所は、本事業により設備等を導入する事業所とする。

⑦ 県税に滞納がないことの証明書（応募日から 3 か月以内に発行されたもの）(PDF 形式)

※県の各財務事務所の窓口にて納税証明書を請求

⑧ 省エネ計算シート(Excel 形式 または WORD 形式)

HP 掲載の省エネ計算シートを使用し、数値の根拠や計算過程がわかる内容とすること

○旧設備の銘盤写真、新旧設備の仕様書・カタログ等の根拠を添付すること。

○新・旧設備機器一覧表を作成し、添付すること。

○電気の二酸化炭素排出係数は、購入先の電気事業者に関わらず 0.000457 (t-CO2/kWh)を使用すること。

⑨更新前後の設備状況がわかる書類(PDF形式)

- ・更新前及び更新後の配置図（平面図）（補助対象にする配管・配線等も図示すること）。（電源設備、分電盤等を補助対象にする場合は、単線結線図を添付し補助対象への接続状況を示すこと）
- ・更新前及び更新後の設備仕様書（補助対象設備ごとに必要）
- ・カタログの該当ページ

⑩更新前の設置状況写真及び設置位置図(PDF形式)

設置位置図には添付した写真の撮影方向を記載すること

- ・設置状況がわかる室内全体の写真
- ・設備の拡大写真
- ・銘板写真（設備の形式がわかる部分）

以上を A4 程度のサイズに添付して作成すること

⑪見積書（原則 2 者以上の見積書を収受すること）(PDF形式)

- ・見積者は、原則として、県内の事業者（本社又は支店等）であること。（見積の記載は必ず県内住所の事業所であること）
- ・電気工事を行う場合、静岡県登録を受けた電気工事業者であること。
- ・500 万円以上の工事は、建設業法に基づき建設業許可がある事業者であること。
- ・定価のある機器は備考に定価を記載すること。

⑫（法人の場合）法人登記事項証明書（応募日から 3 か月以内に発行されたもの）(PDF形式)

（個人事業主の場合）住民票の写し（応募日から 3 か月以内に発行されたもの）

⑬建物登記事項証明書（応募日から 3 か月以内に発行されたもの）(PDF形式)

⑭暴力団排除に関する誓約事項(PDF形式)

別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について熟読し、理解の上、これに同意した上で署名し提出すること。

⑮賃貸借契約書及び所有者からの承諾書（賃借の場合、様式任意）

※補助対象事業所の所有者以外が交付申請する場合

⑯その他参考資料

申請にあたって、計画内容に不明な点がある場合等、SERA より十分な説明を行った上で、追加の説明資料や根拠資料の提出を求める場合があるため、申請者はこれに協力すること。

・ファイナンシャルリースの提出書類

共同事業者のうちリース会社については ④企業概要、定款等、⑭暴力団排除に関する誓約事項の 2 点とする。

●応募申請時提出書類一覧表

応募申請にあたり、下記書類を提出すること。

	提出書類	形式	該 当	備考
①	申請時提出書類一覧表	PDF	全	添付した書類にチェックを入れ提出すること
①	交付申請書【様式第1号】	Excel	全	・「①②③交付申請書（様式第1号～3号）」エクセルファイルにまとまっています。 ・代表申請者が記載すること ・別紙 内訳書も作成のこと
②	実施計画書【様式第2号】	Excel	全	
③	収支予算書【様式第3号】	Excel	全	
④	企業概要、定款等	PDF	全	・企業パンフレット等業務概要がわかる資料 ・定款又は寄附行為 （個人事業主の場合） ・業務概要がわかる資料
⑤	経理状況説明書	PDF	全	・貸借対照表 ・損益計算書 ・青色申告の場合は申告書の写し ※直近2決算期分を提出すること ※法人の設立から法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出すること
⑥	温室効果ガス排出削減計画書	Excel	全	「温室効果ガス排出削減計画書等作成の手引き」をもとに作成すること
⑦	県税に滞納がないことの証明書	PDF	全	応募日から3か月以内に発行されたもの ※（県の各財務事務所の窓口にて請求）
⑧	省エネ計算シート	Excel	全	SERA ホームページよりダウンロードした省エネ計算シートを提出 新・旧設備の機器一覧表を作成（様式任意）
⑨	更新前後の設備状況がわかる書類	PDF	全	・更新前及び更新後の配置図（平面図）（補助対象にする配管・配線等も図示すること）。（電源設備、分電盤等を補助対象にする場合は、単線結線図を添付し補助対象への接続状況を示すこと） ・更新前及び更新後の設備仕様書（補助対象設備ごとに必要） ・更新後の設備のカタログ該当ページ

⑩	更新前の設置状況写真及び設置位置図	PDF	全	設置位置図には、添付した写真の撮影方向を記載すること ☐ 全体写真 ☐ 拡大写真 ☐ 銘板写真
⑪	見積書	PDF	全	原則 2 者以上の見積書を収受すること
⑫	法人登記事項証明書等	PDF	全	応募日から 3 か月以内に発行されたもの (個人事業主の場合) 住民票の写し(応募日から 3 か月以内に発行されたもの)
⑬	建物登記事項証明書	PDF	全	応募日から 3 か月以内に発行されたもの
⑭	暴力団排除に関する誓約事項	PDF	全	別紙 3「暴力団排除に関する誓約事項」について熟読し、理解の上、これに同意した上で署名し提出すること
⑮	賃貸借契約書及び所有者からの承諾書	任意 様式	該	補助対象事業所の所有者以外が交付申請する場合
⑯	その他参考資料		該	SERA からの要請により、必要に応じて提出すること

各項目の提出書類ごと 1 ファイルにして提出してください。

注) 携帯で撮影した写真等はそのまま送付せず、必ず 1 ファイル (PDF) にまとめて送ること

凡例) 全 : 全申請者提出、該 : 該当する申請者のみ提出

(2) 応募申請書類の提出方法

(1)の書類を提出期限までに、原則、電子メールにより提出すること。その際件名に企業名等および事業名を記入すること。受領のメールを事務局より返信する。**3日以内に返信が無い場合は、2の問い合わせ先に連絡すること。**

なお、電子メールで提出が難しい場合は郵送での提出も可能であるが、事前に事務局に郵送先、郵送方法等について確認の連絡をすること。

＜メール件名記入例＞

例：【申請者名】静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業費補助金（省エネ設備導入支援）

(3) 提出先

一般社団法人静岡県環境資源協会

E-mail : sinsei@siz-kankyoku.or.jp

※提出先メールアドレスは問い合わせと異なっていますので注意すること。

(4) 応募期限

令和8年5月15日（金） 17時必着

応募期間以降にSERAに到着した書類のうち、遅延がSERAの事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても公募を受け付けないので、十分な余裕をもって応募すること。

(5) 提出の流れ

提出に関する流れを下表に示します。

時系列	内容	備考
申請者→SERA	応募書類をSERAにメールで送信	原則として、メールでの申請のみになります。 電子メールで提出が難しい場合は事務局に連絡すること。
SERA→申請者	受け取り確認（メール）	送信後、3日以内に返信が無い場合は下記問合せ先まで連絡すること。 ※受け取り確認が交付決定ではない。不採択の場合もあるので、注意すること。 ※不足書類がある場合は、追加書類提出後に受付となる。

SERA	提出書類の確認、条件付 交付決定、不採択	7月中旬頃に、メールにて条件付交付決定または不採択を通知する。交付決定後、省エネ指導結果通知日以降に事業を実施すること
申請者→指定機関	省エネ指導（設備導入助言・削減計画書改善）の実施	「省エネ指導（設備導入助言・削減計画書改善）」の結果、要件に満たない、設備更新による削減量の低下があった場合は交付決定が取り消される。
SERA→申請者	省エネ指導結果通知	省エネ指導結果通知日以降に事業を実施すること
申請者	事業実施	事業実施のスケジュールは審査期間を考慮し、十分な期間を想定し計画すること

2. 問い合わせ先

応募全般に対する問い合わせは、次のとおり。ただし、問い合わせは、極力電子メールを利用し、メール件名に、以下の例のように企業名等及び事業名を記入すること

<メール件名記入例>

例：【株式会社〇〇〇】問合せ 静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業費補助金（省エネ設備導入支援）

<問い合わせ先>

一般社団法人静岡県環境資源協会

Email : sizhojo@siz-kankyou.or.jp

TEL : 0 5 4 - 2 7 0 - 6 1 6 5 （受付時間 平日 10 時～12 時、13 時～17 時）

第4章 完了報告に 関する事項

1. 報告の方法

(1) 提出書類

①～③までの指定様式については、SERA ホームページより電子ファイルをダウンロードして作成すること。補助金の経理処理は、通常の商取引や商慣習とは異なる場合があるので、十分注意すること。

なお、主な提出書類は次のとおり。

①完了報告書類一覧表（PDF 形式）

①実績報告書【様式第1号】（Excel 形式）

②事業実績書【様式第2号】（Excel 形式）

③収支報告書【様式第3号】（Excel 形式）

④更新後の設置状況写真及び設置位置図（PDF 形式）

写真は応募時と同じ方向から撮影し、設置位置図には添付した写真の撮影方向を記載すること。
設置した機器の銘板は必ず撮影（設置機器の型番が識別できるように）すること。

⑤工事についての契約書 又は 発注書・注文請書（PDF 形式）

口頭発注は不可。契約書は必ず作成すること。契約書・注文請書の施工事業者は静岡県内の本店又は支店、営業所の住所及び代表者名を記載すること。

契約・発注日は省エネ指導結果通知日以降。

必要な収入印紙が貼付されていることが確認できること。

⑥納品書 又は 工事完了届（PDF 形式）

⑦検収書（PDF 形式）

- ・納品書に検収印を押印したものでも可。その場合は、検収した旨の文言及び、その日付の記載と、検収者の署名・捺印をすること。
- ・「省エネ指導」の省エネ指導結果通知書の写し、また、指定機関への支払を証する書類も添付すること

⑧請求書及びその請求内訳書（PDF 形式）

⑨振込受領書等支払を証する書類（PDF 形式）

支払いは、銀行振り込みのみとする。現金、手形、クレジット払いは認められない。

以下に挙げるもののうち、いずれか1つを提出すること。

a. 銀行振り込みの場合

- ・振込金受託書（銀行の出納印が付されているもの）
- ・振込金受領書
- ・振込明細書
- ・振込金額と経費金額の整合性が確認できる資料（振出した口座の該当箇所ページ と 通帳の表紙・表紙裏面のコピー）

b.銀行振込み（電子決済）の場合

- ・ 銀行に送信した振込依頼電子データを印刷したもの
（併せて振出した口座の該当箇所ページ と 通帳の表紙・表紙裏面のコピー）
- ・ 銀行からの振込依頼確認通知書（振込結果の画面）

⑩リースに関する資料(PDF形式)

- ・ リース契約書
- ・ リース計算書（補助金あり、なしの比較があること）
- ・ リース終了後も法定耐用年数まで当該建築物で使用することを証す書類（契約書の特記事項でも可）

⑪その他参考資料(PDF形式)

申請にあたって、計画内容に不明な点がある場合等、SERA より十分な説明を行った上で、追加の説明資料や根拠資料の提出を求める場合があるため、申請者はこれに協力すること。

●完了報告書類一覧表

完了報告にあたり、下記書類を提出すること。

	提出書類	形式	該当	備考
⑩	完了報告書類一覧表	PDF	全	添付した書類にチェックを入れ提出すること
①	実績報告書【様式第5号】	Excel	全	代表申請者が記載すること
②	事業実績書【様式第2号】	Excel	全	代表申請者が記載すること
③	収支報告書【様式第3号】	Excel	全	代表申請者が記載すること
④	更新後の設置状況写真及び設置位置図	PDF	全	写真は応募時と同じ方向から撮影し、設置位置図には添付した写真の撮影方向を記載すること
⑤	工事についての契約書 又は 発注書・注文請書	PDF	全	口頭発注は不可。必ず作成すること。契約・発注日は省エネ指導結果通知日決定日以降。必要な収入印紙が貼付されていることが確認できること。 施工業者名は、住所、代表者名を記載すること。
⑥	納品書 又は 工事完了届	PDF	全	
⑦	検収書	PDF	全	納品書に検収印を押印したものでも可。検収した旨の文言及び、その日付の記載と、検収者の署名・捺印をすること。
⑧	請求書及びその請求内訳書	PDF	全	
⑨	振込受領書等支払を証する書類	PDF	全	支払いは、銀行振り込みのみとする。現金、手形は不可とする。
⑩	リースのに関する資料	PDF	該	・リース契約書 ・リース計算書（補助金あり、なしの比較があること） ・法定耐用年数まで当該建築物で使用することを証す書類（契約書の特記事項でも可）
⑪	その他参考資料	PDF	該	SERAからの要請により、必要に応じて提出すること

各項目の提出書類ごと1ファイルにして提出してください。

注）携帯で撮影した写真等はそのまま送付せず、必ず1ファイル（PDF）にまとめて送ること
凡例）全：全申請者提出、該：該当する申請者のみ提出

(2) 報告書類の提出方法

(1) の書類を提出期限までに、電子メールにより提出すること。その際件名に企業名等および事業名を記入すること。受領のメールを事務局より返信する。3 日以内に返信が無い場合は、下記問い合わせ先に連絡すること。

(問い合わせ先)

Email : sizhojo@siz-kankyou.or.jp

TEL : 0 5 4 - 2 7 0 - 6 1 6 5 (受付時間 平日 10 時～12 時、13 時～17 時)

<メール件名記入例>

例：【申請者名等】報告 静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業費補助金（省エネ設備導入支援）

(3) 提出先

一般社団法人静岡県環境資源協会

E-mail : sinsei@siz-kankyou.or.jp

※提出先メールアドレスは問い合わせと異なっていますのでご注意ください。

(4) 提出期日

検収完了後 20 日以内または令和 9 年 2 月 10 日（水）17 時のいずれか早い日までに提出すること。

2. 問い合わせ先

報告に対する問い合わせは、次のとおり。ただし、問い合わせは、極力電子メールを利用し、メール件名に、以下の例のように企業名等及び事業名を記入すること

<メール件名記入例>

例：【株式会社〇〇〇】問合せ 静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業費補助金（省エネ設備導入支援）

<問い合わせ先>

一般社団法人静岡県環境資源協会

Email : sizhojo@siz-kankyou.or.jp

TEL : 0 5 4 - 2 7 0 - 6 1 6 5 (受付時間 平日 10 時～12 時、13 時～17 時)